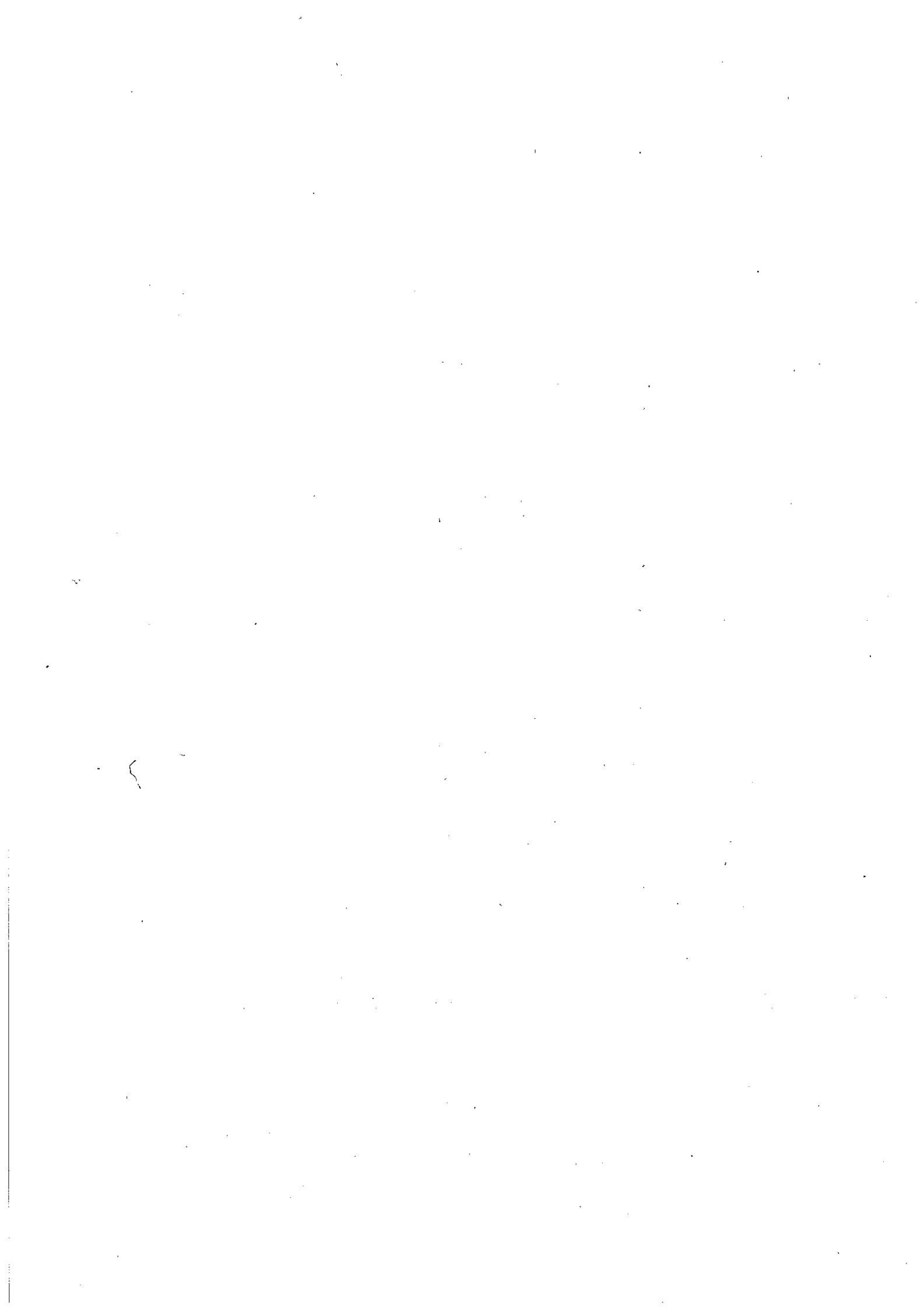


令和 5 年 第 2 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市



目 次

議案第1号	八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第2号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第3号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	13 頁
議案第4号	八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15 頁
議案第5号	八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	19 頁
議案第6号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	21 頁
議案第7号	令和5年度八千代市一般会計補正予算（第3号）	25 頁
議案第8号	令和5年度八千代市一般会計補正予算（第4号）	25 頁
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて （令和5年度八千代市一般会計補正予算（第2号））	27 頁
議案第10号	議決事件の一部変更について （（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1.大和田複合施設建設（建築）工事）	29 頁
議案第11号	議決事件の一部変更について （（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1.大和田複合施設建設（機械設備）工事）	31 頁
議案第12号	議決事件の一部変更について （やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）	33 頁
議案第13号	財産の取得について （高規格救急自動車）	35 頁
議案第14号	財産の取得について	

	(消防ポンプ自動車CD-I型・1300L水槽付)	37頁
議案第15号	路線の認定について	39頁
議案第16号	農業委員会委員の任命について	41頁
議案第17号	農業委員会委員の任命について	43頁
議案第18号	農業委員会委員の任命について	45頁
議案第19号	農業委員会委員の任命について	47頁
議案第20号	農業委員会委員の任命について	49頁
議案第21号	農業委員会委員の任命について	51頁
議案第22号	農業委員会委員の任命について	53頁
議案第23号	農業委員会委員の任命について	55頁
議案第24号	農業委員会委員の任命について	57頁
議案第25号	農業委員会委員の任命について	59頁
議案第26号	農業委員会委員の任命について	61頁
議案第27号	農業委員会委員の任命について	63頁
議案第28号	農業委員会委員の任命について	65頁
議案第29号	農業委員会委員の任命について	67頁
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	69頁

議案第1号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当する」を「を納付し，若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定めるところにより，前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出すること

ができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「，個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「，」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「，第63条又は第64条」を「又は第63条」に，「，第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め，同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め，同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め，同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め，同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め，同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め，同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め，同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め，同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め，同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め，同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め，同条第15項を削り，同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし，同条第11項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め，同項を同条第12項とし，同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について，同項の規定の適用を受けようとする者は，当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に，次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類

を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3第2項を削る。

附則第15条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和

5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第22条の2中「第10項、第14項、第18項、第20項、第25項、第28項、第32項、第33項、第35項、第36項若しくは第40項」を「第9項、第13項、第17項、第19項、第24項、第27項、第31項、第32項、第34項、第35項、第39項若しくは第46項」に改める。

附則第33条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の八千代市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の3の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の八千代市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき八千代市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の八千代市税条例附則第15条の3第2項及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の3の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

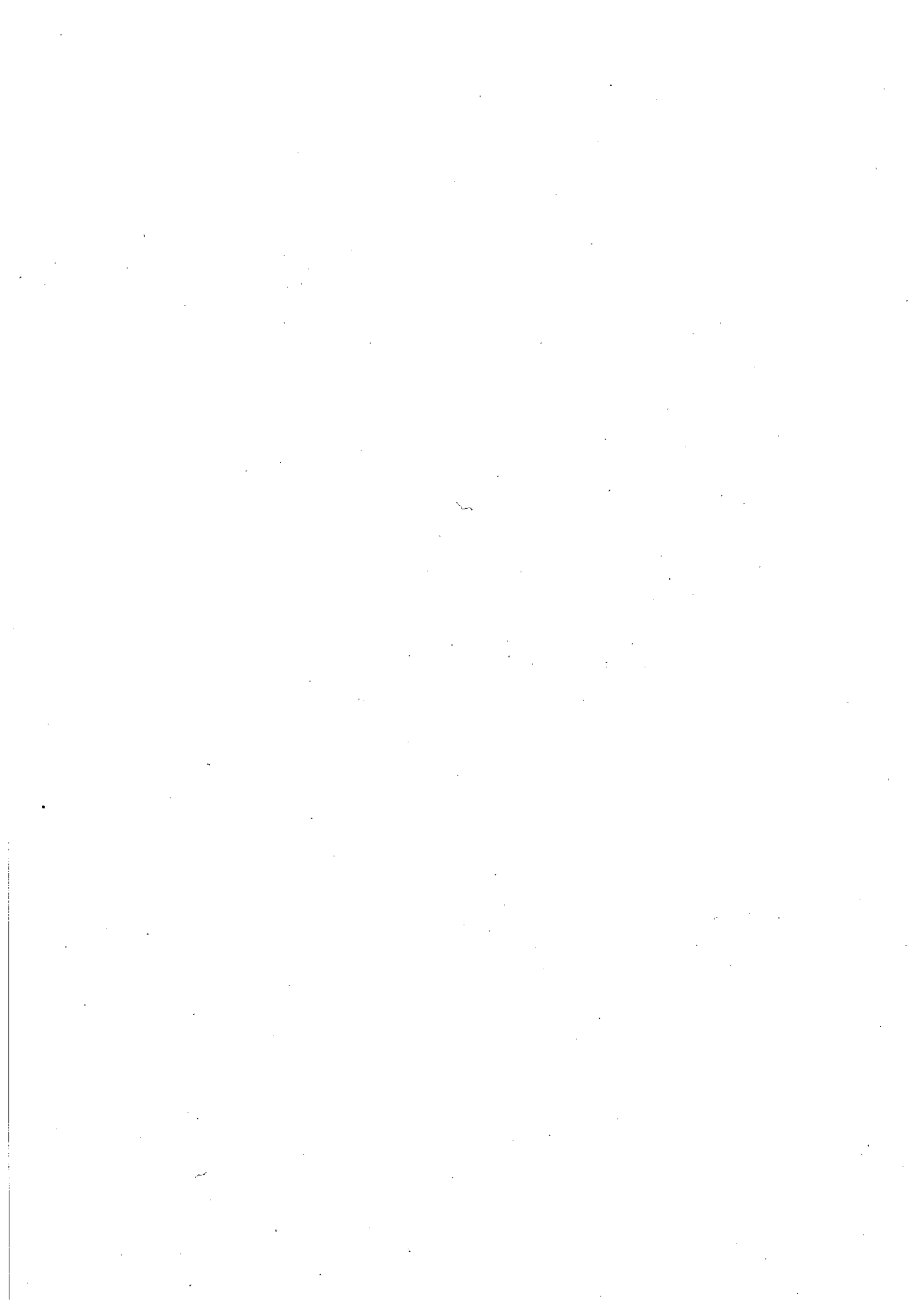
(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第22条の2の規定の適用については、同条中「第39項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第39項」とする。

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第 2 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八千代市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第 19 条第 2 号又は第 3 号」に、「同項第 2 号又は第 3 号」を「同条第 2 号又は第 3 号」に改める。

第 8 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号」を「第 19 条第 2 号又は第 3 号」に改める。

第 9 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 14 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 16 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第

4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第1号に」を「同条第1号に」に改める。

第38条第2項及び第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第49条中「の定員」を削る。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

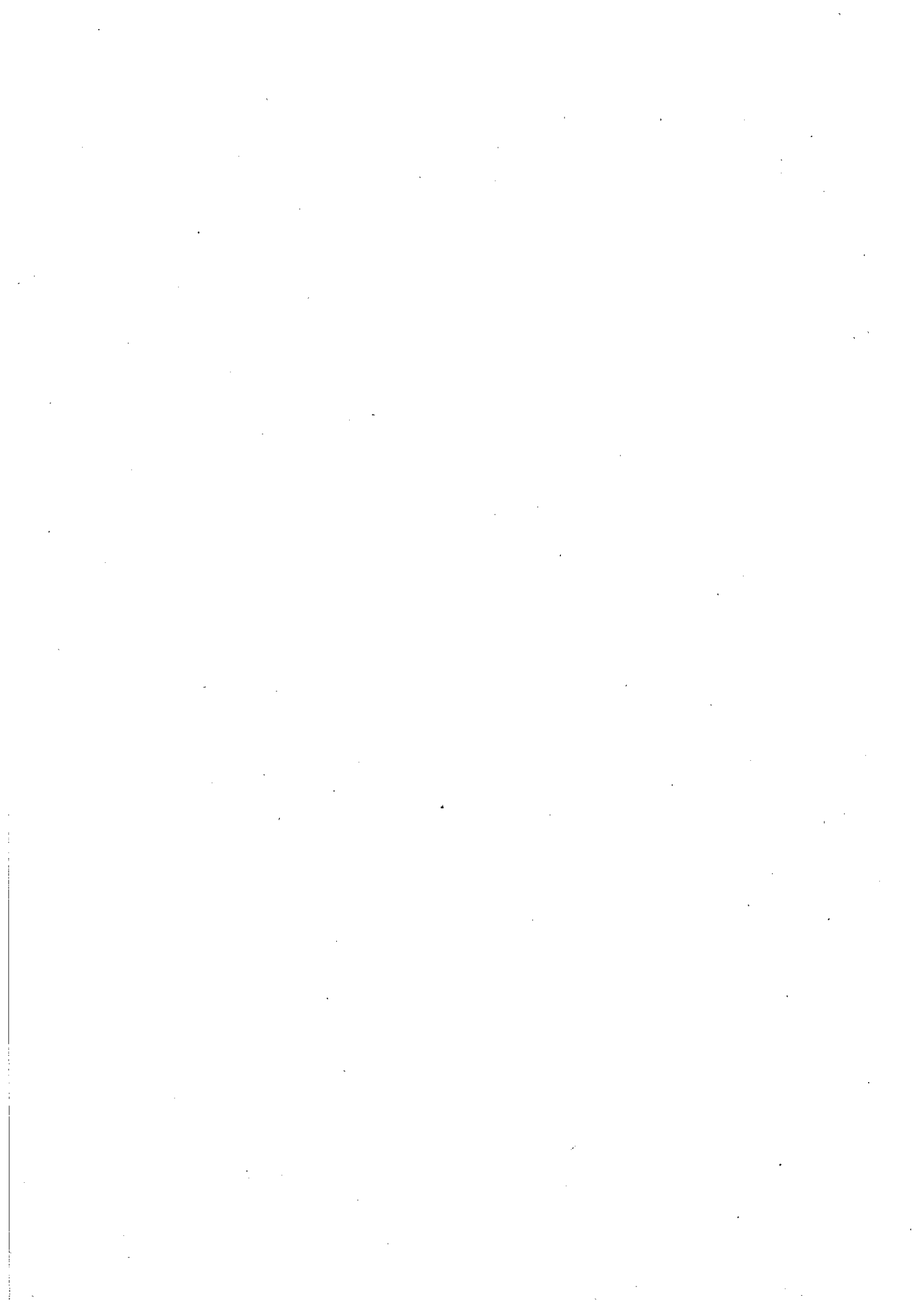
第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第3号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八千代市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。



議案第4号

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

八千代市子ども医療費の助成に関する条例（平成14年八千代市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（市長が特別の事情があると認める場合を除き、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者に限る。）」を削る。

第5条の見出し中「児童等に係る医療費の」を削り、同条第1項中「児童等」を「子ども」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項各号の規定により入院に係る医療費の助成の額を算出するに当たり、同一の月における一の医療機関への入院の日数が10日を超える場合は、その10日を超える日数の部分に係る子ども医療自己負担金の額は、別表の規定にかかわらず、0円とする。
- 3 第1項各号の規定により通院に係る医療費の助成の額を算出するに当たり、同一の月における一の医療機関への通院の回数が5回を超える場合は、その5回を超える回数の部分に係る子ども医療自己負担金の額は、別表の規定にかかわらず、0円とする。

第6条を削り、第7条第1項中「児童等に」を「児童等及び高校生等に」に改め、同項ただし書中「児童等助成対象者」の次に「及び高校生等助成対象者」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項ただし書」を「前項ただし書」に改め、「前項の規定による助成を受けようとする」を削り、同項を同

条第2項とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「児童等助成対象者」の次に「及び高校生等に係る医療費の助成を受けようとする高校生等助成対象者」を加え、「受けなければならない」を「受けるものとする」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「児童等助成対象者」の次に「及び高校生等助成対象者」を加え、「次の各号」を「第1号に該当し、若しくは当該受給券に記載された高校生等が第2号若しくは第3号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

第9条に次の1号を加える。

(3) 第4条第2項各号に規定する要件に該当したとき。

第9条を第8条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第2項中「前項」を「第1項」に改める部分及び同項を同条第4項とし、同条第1項の次に2項を加える部分に限る。）及び第8条の改正規定（「受けなければならない」を「受けるものとする」に改める部分に限る。）並びに次項及び附則第4項の規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市子ども医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（前項ただし書に係る部分に限る。）は、令和5年8月1日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定（第1項ただし書に係る部分を除く。）は、令和5年11月1日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

(準備行為等)

- 4 高校生等の医療費の助成に係る改正後の条例第7条の規定による申請及び受給券の交付は、令和5年11月1日前においても、同条の規定の例により

行うことができる。この場合において、当該申請に係る医療費の助成は、令和5年11月1日から開始する。

提案理由

高校生等に対する医療費の助成の範囲を広げる等のため、条例を改正したい。

議案第 5 号

八千代市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市消防団条例の一部を改正する条例

八千代市消防団条例（昭和 5 3 年八千代市条例第 2 3 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条第 1 項中「次の各号の」を「次に掲げる」に改め、同項第 1 号中「居
住する」を「居住し、勤務し、又は通学する」に改める。

第 5 条第 3 号を削る。

第 7 条第 2 項第 1 号中「第 5 条各号（第 2 号を除く。）のいずれか」を「第
5 条第 1 号」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

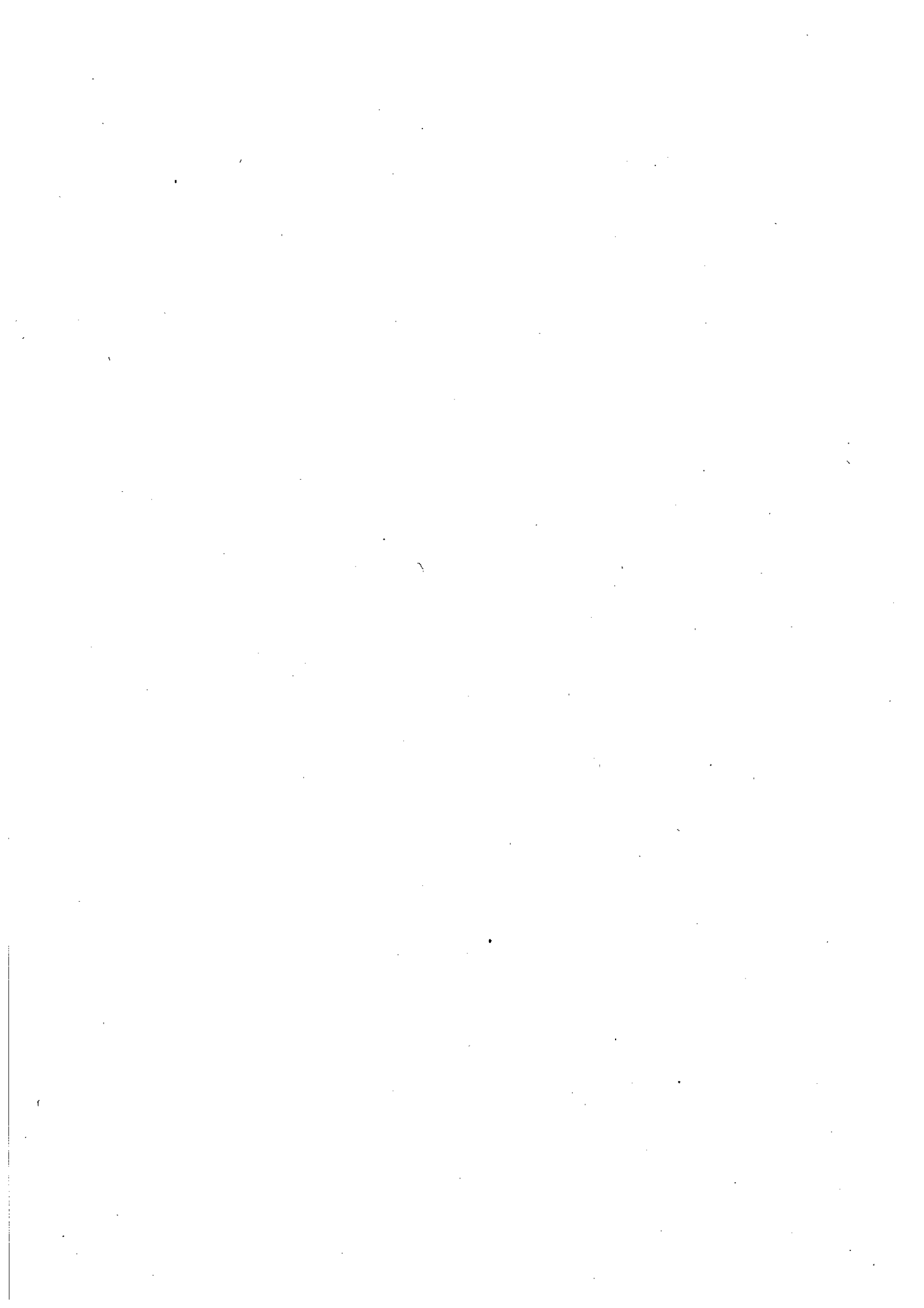
(2) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する資格を有しないこととなったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消防団員の任命資格を見直す等のため、条例を改正いたしたい。



議案第6号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和48年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては，充電ポストを含む」に改め，同項第1号中「不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め，同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあっては，充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあっては，この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め，同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気

自動車等に接続され，」に，「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め，同項第11号中「緊急停止させることができる装置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を，当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに，速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め，同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め，同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り，同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加える。

第11条の2第1項中第18号を第19号とし，第17号を第18号とし，第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第3項を削り，同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは，別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては，この限りでない」に改め，同項を同条第3項とし，同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは，「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし，「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の八千代市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 7 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算（第 4 号）



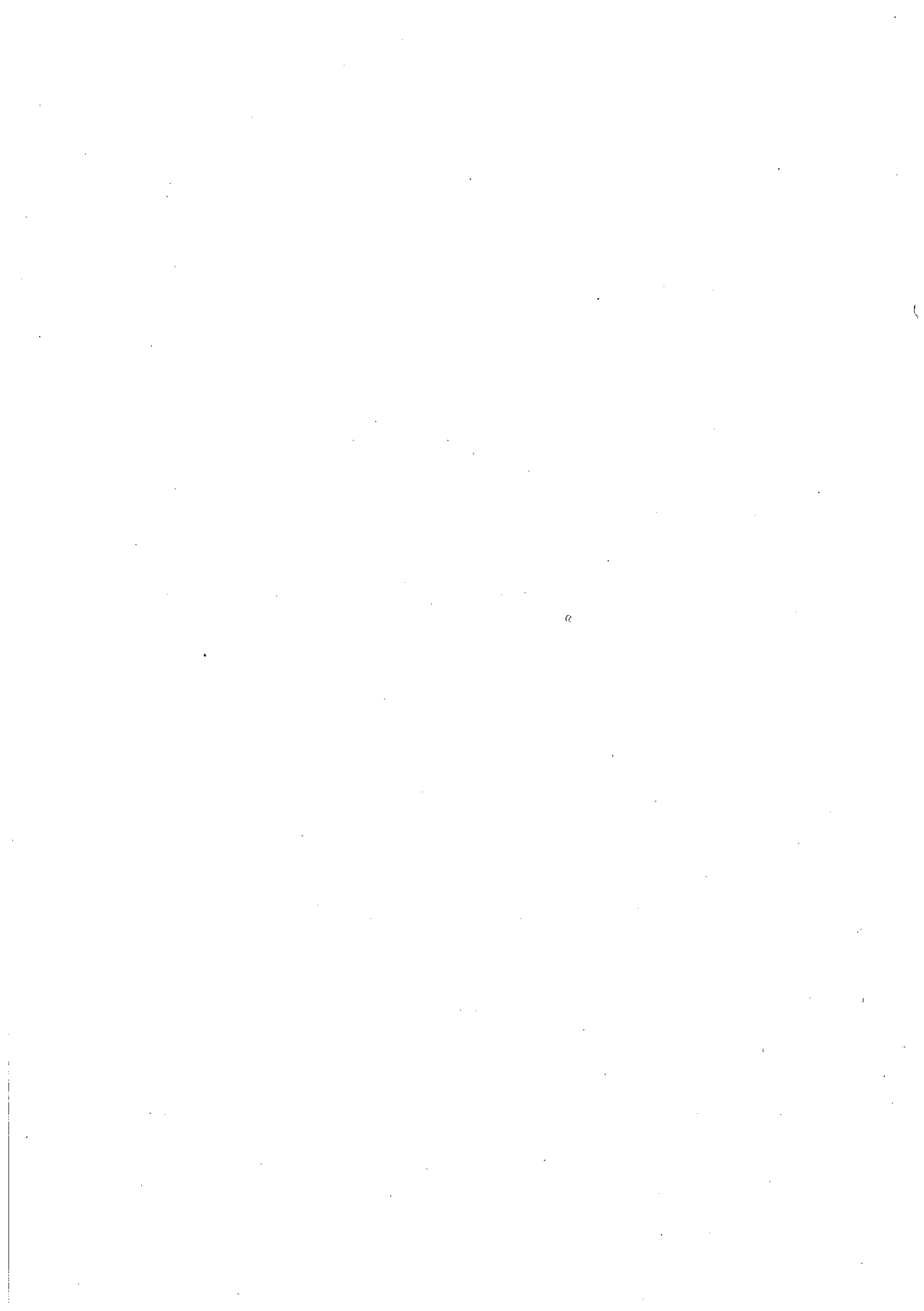
議案第9号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市一般会計補正予算（第2号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則



議案第10号

議決事件の一部変更について

令和4年6月24日に議決された議案第13号契約の締結について（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

契約金額

変更前 911,350,000円

変更後 965,506,300円

提案理由

インフレスライド条項に基づき、（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第11号

議決事件の一部変更について

令和4年6月24日に議決された議案第14号契約の締結について（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（機械設備）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

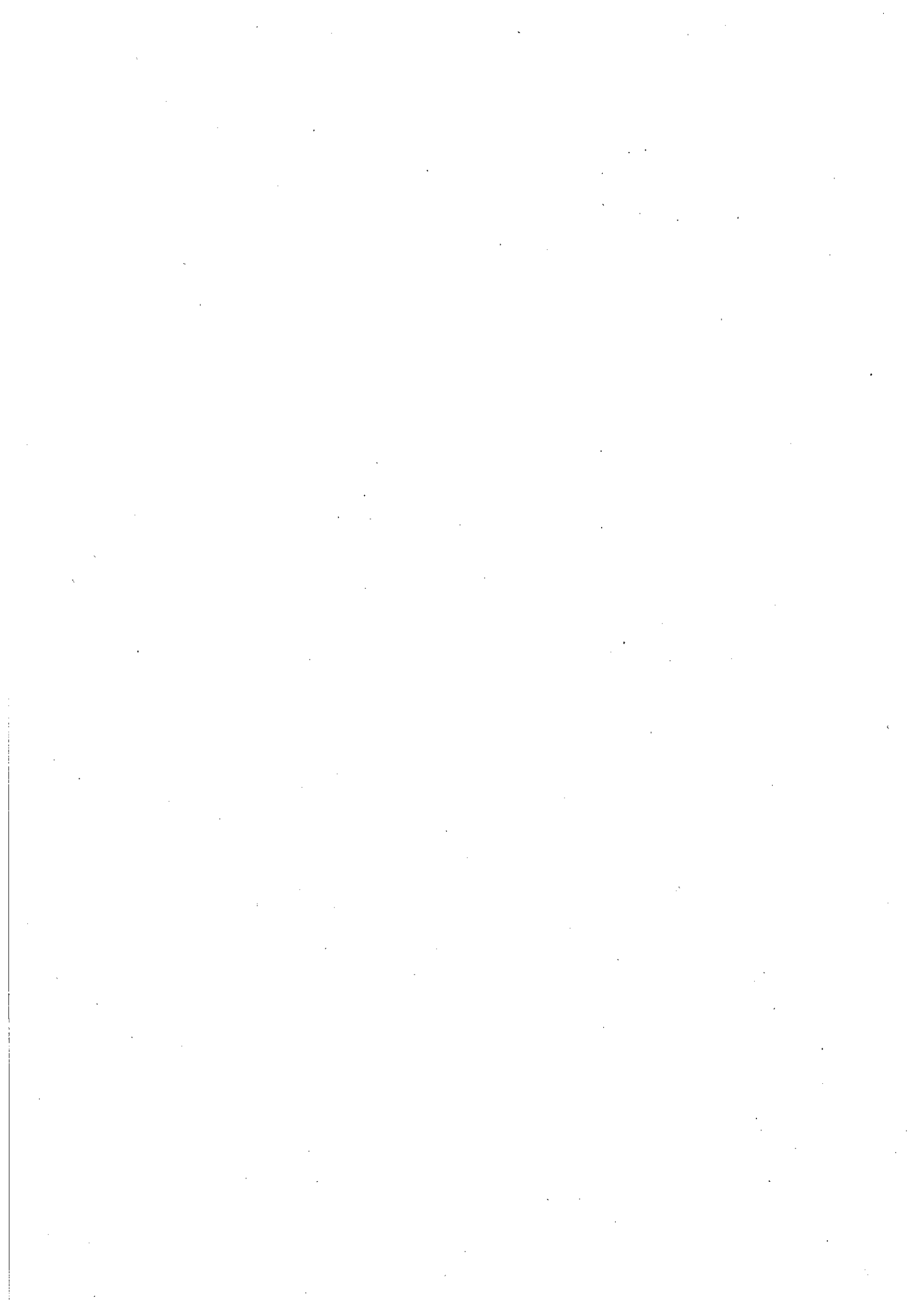
記

契約金額

変更前	191,950,000円
変更後	201,071,200円

提案理由

インフレスライド条項に基づき、（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（機械設備）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第12号

議決事件の一部変更について

平成29年12月22日に議決された議案第17号指定管理者の指定について（やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーション）中、次のとおり指定管理者となる団体を変更する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

1 指定管理者となる団体

変更前 やちよ農業の輪共同企業体

代表者 八千代市桑橋403番地

株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白井良夫

構成員 八千代市大和田新田905番地14号

特定非営利活動法人わっか

理事長 官本亜佳音

変更後 八千代市桑橋403番地

株式会社やちよリーダーファーマーズ

代表取締役 白井良夫

提案理由

やちよ農業交流センター及び八千代ふるさとステーションの指定管理者である共同企業体の構成員の脱退に伴い、残存する構成員を引き続き指定管理者とするため、指定管理者となる団体を変更いたしたい。



議案第13号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類 | 高規格救急自動車 |
| 2 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 取得金額 | 39,820,000円 |
| 4 取得の相手方 | 八千代市ゆりのき台7丁目23番地1
千葉トヨタ自動車株式会社 八千代ゆりのき店
店長 伊井 滋 之 |

提案理由

高規格救急自動車を、千葉トヨタ自動車株式会社八千代ゆりのき店から取得
いたしたい。

議案第14号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| 1 | 財産の種類 | 消防ポンプ自動車（CD-I型・1300L水槽付） |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 82,214,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都千代田区外神田五丁目5番11号 小西ビル1階 |

長野ポンプ株式会社 東京営業所
所長 藤井利男

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型・1300L水槽付）を、長野ポンプ株式会社東京営業所から取得いたしたい。

議案第 15 号

路線の認定について

市は、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

八千代市長 服 部 友 則

記

整理 番号	路線名	起 点 (地番地先)	終 点 (地番地先)	重要な経過地 (地番地先)	備考
210162	大和田新田 486号線	大和田新田字老本松前 147番20	大和田新田字老本松前 147番36		
300567	萱田町 77号線	萱田町字上ノ山 919番49	萱田町字上ノ山 919番45		
300568	萱田町 78号線	萱田町字上ノ山 919番18	萱田町字上ノ山 919番24		
300569	萱田町 79号線	萱田町字上ノ山 919番41	萱田町字上ノ山 919番39		
300570	萱田町 80号線	萱田町字上ノ山 919番36	萱田町字上ノ山 919番35		
400520	緑が丘西 141号線	緑が丘西5丁目 6番24	緑が丘西5丁目 6番29		
400521	吉橋 79号線	吉橋字八幡前 1167番19	吉橋字八幡前 1167番3		
400522	大和田新田 487号線	大和田新田字新木戸前 42番61	大和田新田字新木戸前 42番66		
600196	保品 59号線	保品字郷下 2642番	保品字寺崎 2599番		
700581	上高野 208号線	上高野字新林 1208番25	上高野字新林 1208番14		

700582	村上 271号線	村上字黒沢台 1866番90	村上字黒沢台 1866番92		
820257	勝田 50号線	勝田字大作 637番1	勝田字大作 637番36		

提案理由

開発行為により築造された道路等を市道路線として認定いたしたい。

議案第16号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒崎玲子

住所 千葉県八千代市下高野

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第17号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 間野 恵一

住所 千葉県印西市岩戸

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第18号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 稲垣哲也

住所 千葉県八千代市八千代台南

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第19号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 花島 淳

住所 千葉県八千代市萱田

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第20号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 鈴木美登

住所 千葉県八千代市大和田新田

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第21号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

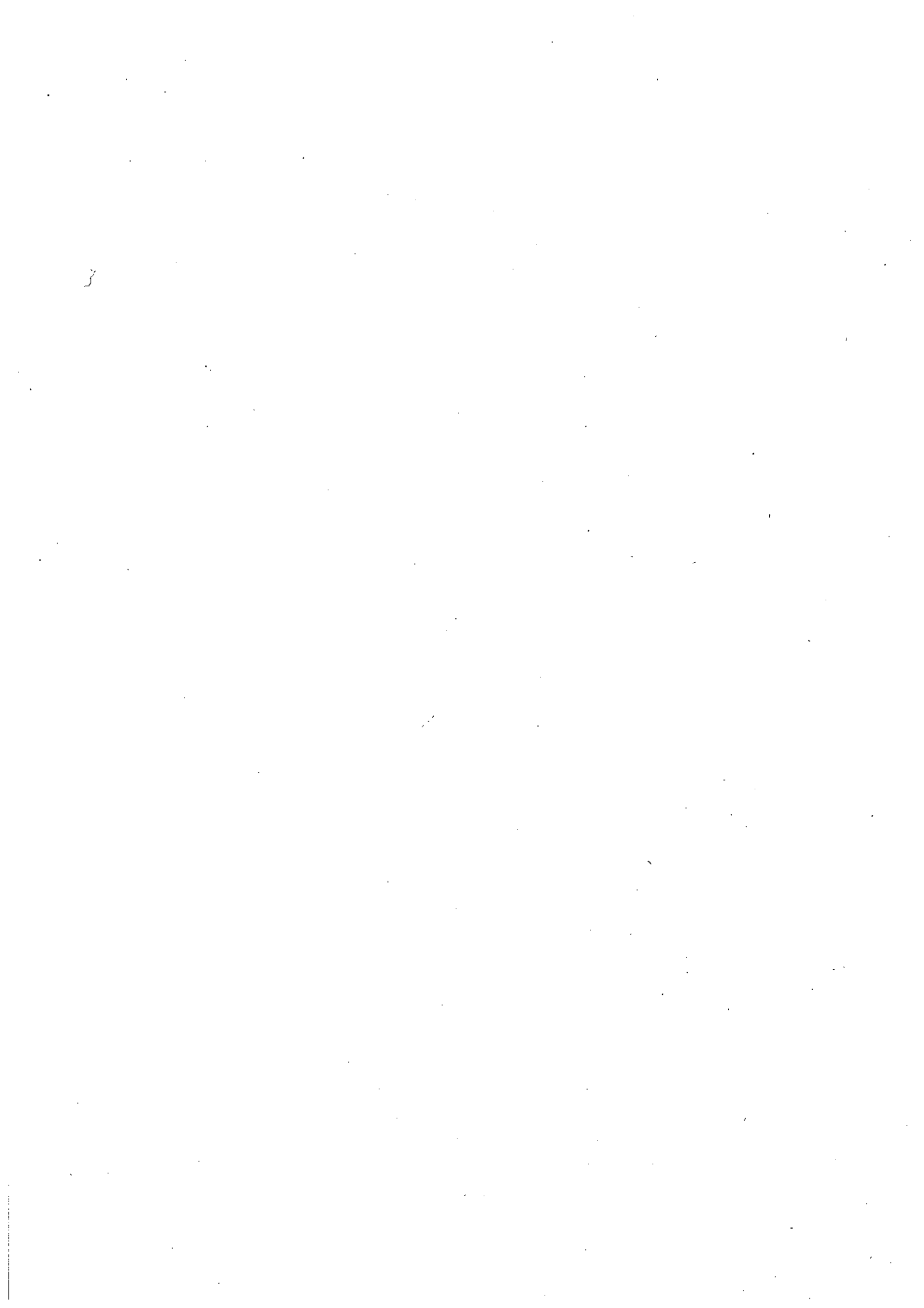
記

氏名 佐藤孝之

住所 千葉県八千代市島田台

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第22号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 周郷 崇

住所 千葉県八千代市麦丸

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第23号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 立石 巖

住所 千葉県八千代市桑納

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第24号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

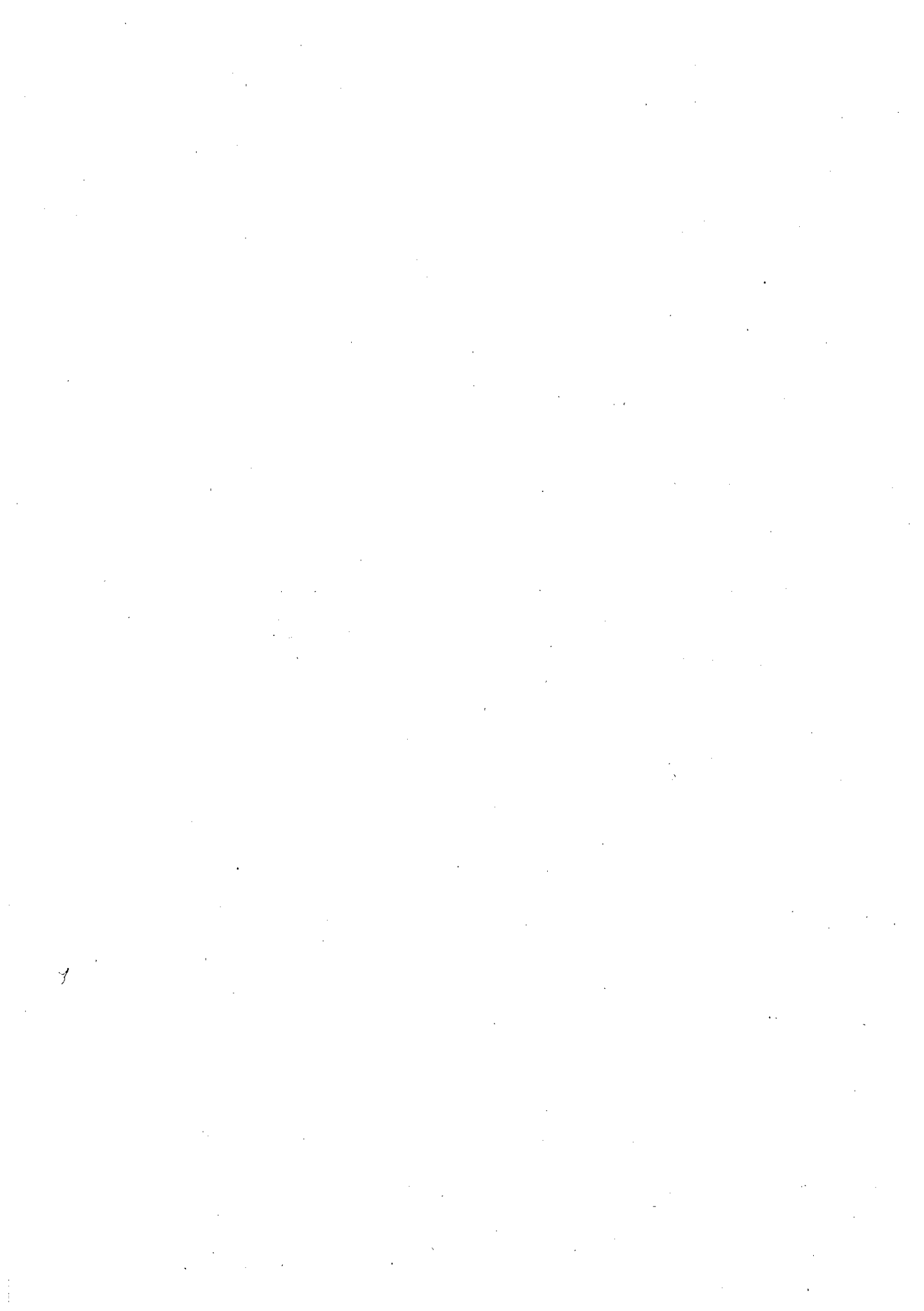
記

氏名 今井 茂

住所 千葉県八千代市保品

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第25号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 加茂太郎

住所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第26号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

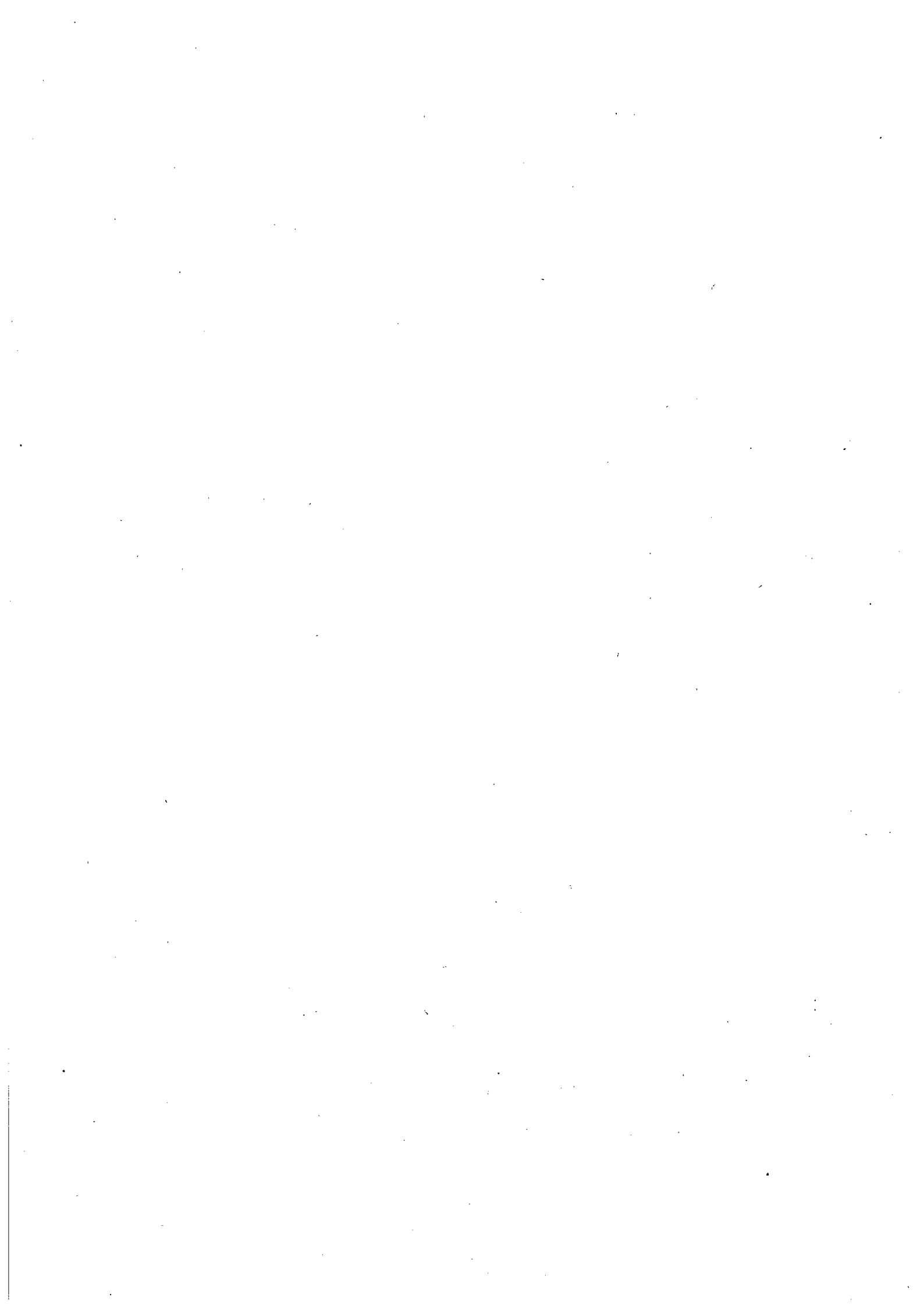
記

氏名 吉橋清一

住所 千葉県八千代市吉橋

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第27号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

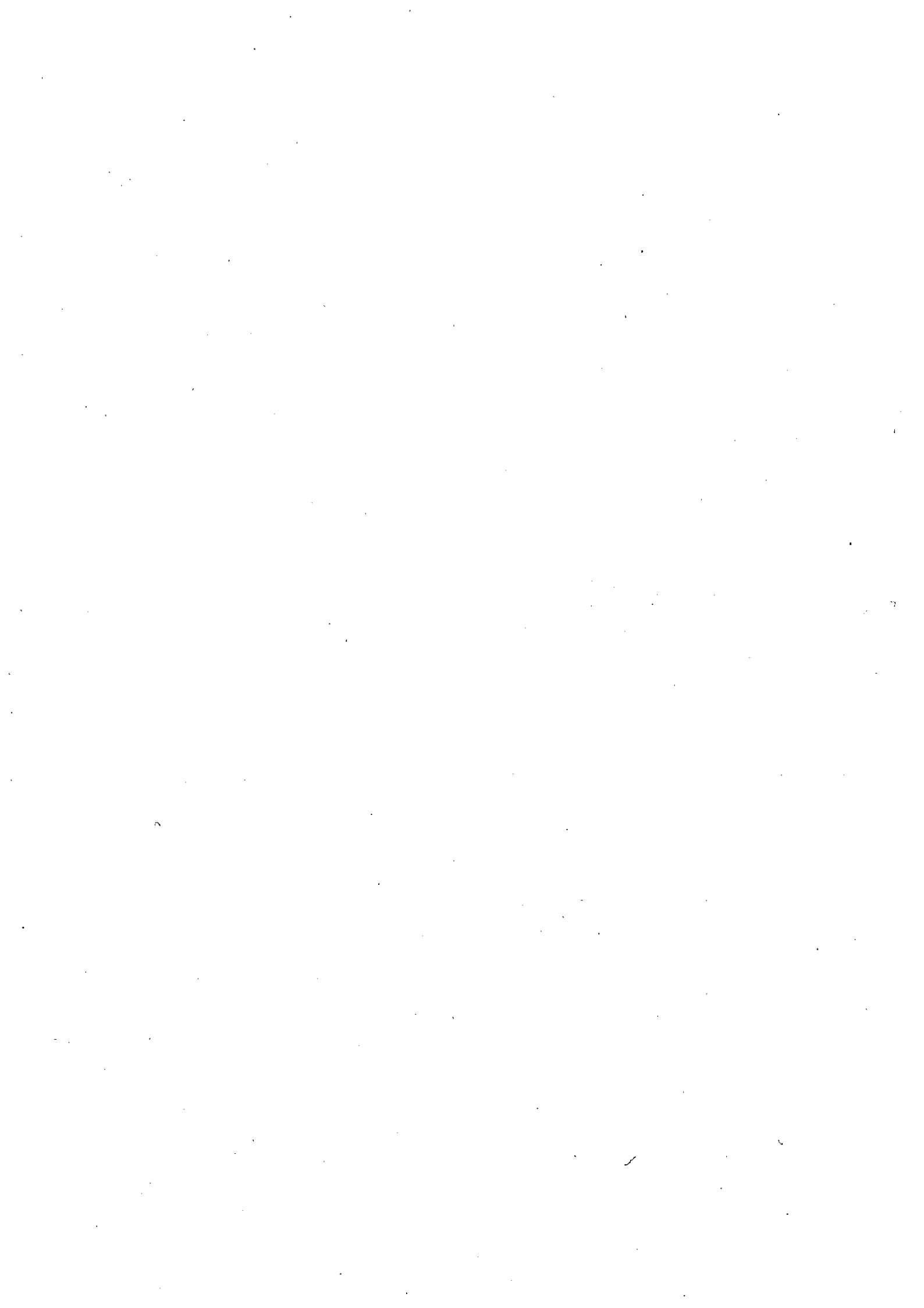
記

氏名 立石 猛

住所 千葉県八千代市米本

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



議案第28号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 鈴木正範

住所 千葉県八千代市勝田

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。

議案第29号

農業委員会委員の任命について

八千代市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 黒澤京子

住所 千葉県八千代市平戸

提案理由

令和5年7月19日をもって任期満了となることに伴い、次期農業委員会委員を任命いたしたい。



諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和5年6月1日提出

八千代市長 服部友則

記

氏名 塩田恭子
住所 千葉県八千代市八千代台北

